⑿　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⒀　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒁　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒂　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」を落札者が選択することが出来る対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⒃　本工事は、中間前金払いに代わり、出来高に応じた部分払を落札者が選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。ただし、工期が180日以上の場合に限る。なお、本工事で「出来高部分払方式」を行うことを選択した場合は、上記「総価契約単価合意方式」を実施するものとする。

⒄　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒅　本入札に係る落札決定及び契約締結は、本工事に係る令和２年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

なお、特定建設工事共同企業体については、本入札公告１工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合は全て同じ組み合わせで申請をすること。（別の組み合わせ又は一部を単体で申請した場合は、欠格とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が850点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成16年度以降に次の同種工事の元請けとしての施工実績を有する者であること。

・同種工事は、次のとおりとする。

岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成16年度以降に次の同種工事の元請けとしての施工実績を有する者であること。

・同種工事は、次のとおりとする。

岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成16年度以降に次の同種工事の元請けとしての施工実績を有する者であること。

・同種工事は、次のとおりとする。

岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸における1,000ｔ/函以上のケーソン据付工事

さらに、他の構成員は、平成16年度以降に次の同種工事の元請けとしての施工実績を有する者であること。

・同種工事は、次のとおりとする。

岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。

なお、本入札公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。（本入札公告１工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は、欠格とする。）

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成16年度以降に次の同種工事の元請けとしての施工経験を有する者であること。

・同種工事は、次のとおりとする。

岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、平成16年度以降に次の同種工事の元請けとしての施工経験を有する者であること。

・同種工事は、次のとおりとする。

岸壁（物揚場を含む）、防波堤又は護岸におけるケーソン据付工事

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

なお、②及び③において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

⑹　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満たしている者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。